

	感染症名	出席停止期間の基準等
第1種	・エボラ出血熱 ・特定鳥インフルエンザ ・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト ・南米出血熱 ・マールブルグ病 ・ラッサ熱 ・ジフテリア ・急性灰白髄炎（ポリオ） ・痘そう ・重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスであるものに限る） ・中東呼吸器症候群（MERS コロナウイルスであるものに限る） ・新型コロナウイルス	治癒するまで
第2種	・インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
学校において、可能性の高い感染症	・百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻しん（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
	・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	・水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
	・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
第3種	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
学校などにおいて、出席停止扱いをすることがあり得る感染症	＊その他の感染症《条件によっては出席停止が必要なもの》	
	・溶連菌感染症 ・感染性胃腸炎 ・マイコプラズマ感染症 ・伝染性紅斑（リンゴ病） ・手足口病 ・ヘルパンギーナ ・ウィルス性肝炎 など	医師の指示によるが、全身状態が良ければ、登校可能